

刑事訴訟法の構造

- 訴追の流れ：

捜査の端緒 ⇒ 捜査 ⇒ 起訴 ⇒ 公判 ⇒ 刑の執行
 嫌疑の具体化

- 当事者主義的訴訟構造：裁判所と両当事者の三面構造（⇔職権主義）

- ① 不告不理の原則、起訴便宜主義（2 4 8）

- ② 訴因の特定（2 5 6 VI）、変更（3 1 2 I）

 - 一 訴因逸脱認定は絶対的控訴理由（3 7 8 ③後）

- ③ 証拠調べ請求は当事者が行う（2 9 8 I）

- 実体的真実発見：（⇔形式的真実発見）

- ① 証拠に基づいて認定される実体的真実の発見

- ② 実質的挙証責任は検察官が負う（∵不告不理の原則）

別件逮捕勾留（逮捕・勾留の要件）

【論述例】 A罪の捜査目的でB罪を理由とする逮捕

- 本逮捕は本件たるA罪の捜査目的で別件たるB罪を理由に逮捕勾留するものとして別件逮捕勾留として違法ではないか。
- 別件について逮捕・勾留の要件が備わっている以上、捜査官が本件について取り調べる意図をもっていたとしても、別件による逮捕・勾留は適法であるのが原則である。もっとも、本件の取調べが過度に行われるなどして、別件による逮捕・勾留はその実体を失って、実質上本件取調べのための身柄拘束となったものと評価できる場合には、その後の勾留は令状によらない身柄拘束となるため、以後の身柄拘束は令状主義に反し違法と解する（実体喪失説）。
- 甲のB罪の嫌疑は濃厚であるから「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」（1991本）があり、本被疑事実は重大事件だから「逮捕の必要」（19911但）もあるため、本逮捕はB罪について要件を満たす。
- また、B罪の嫌疑が濃厚であることから「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」（2071、601柱）があり、本被疑事実は重大犯罪であるから「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」（2071、601②）もある。また、「勾留の必要」（2071、871）も認められる。よってB罪につき勾留の要件も満たす。
- では、別件の身柄拘束としての実体が失われたといえるか（①捜査官の目的ないし意図、②本件取調べへの流用の程度、③本件と別件の関係、④取調べの態様および供述の自発性の有無、⑤捜査全般の進行状況等諸般の事情総合考慮して判断する：答案に書く必要はない）。
- 勾留延長まではB罪の取調べが毎日行われていたのに対し、勾留延長後は、A罪の取調べが連日行われているのに対してB罪の取調べは全く行われない日もあり、B罪については調書が1通作成されたにすぎない。よって、勾留延長後は別件たるB罪による勾留はその実体を失って、実質上本件たるA罪の取調べのための身柄拘束となったものと評価することができる。よって、勾留延長後の身柄拘束は違法である。
- なお、勾留延長後の取調べは、違法な身柄拘束下に行われた取調べであるから違法である。
- また、勾留満期後に、本件たるA罪で身柄拘束をすることは、勾留延長後にA罪の取調べ目的で身柄拘束が行われていたこととの関係で再勾留にあたり原則として許されない（再逮捕・再勾留禁止の原則）。

訴因変更の要否

- 訴因変更の要否：『検察官がA犯罪事実を訴因として主張しているが裁判所はB犯罪事実が成立するとの心証を得た場合裁判所はB犯罪事実について有罪判決をすることができるか』

⇒重要な事実に変化がある場合には検察官の訴因変更がなければB犯罪事実について認定できない（378③後参照）。

すなわち

①審判対象画定に必要な事項に変化がある場合には常に訴因変更が必要

②被告人の防御にとって重要な事項に変化がある場合には原則として訴因変更が必要である。ただし、②の場合に被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、被告人に不意打ちを与えないと認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に訴因変更は不要（最判H13年4月11日）。

①Ex.異なる犯罪構成要件に該当する場合

②Ex.アリバイに関する事実が異なる場合

伝聞法則①—伝聞証拠該当性

- 伝聞法則（320）：

供述証拠が知覚・記憶・表現・叙述という典型的に誤りを含む可能性が高い過程を経ることにかんがみ、反対尋問等により真実性の吟味が行われていない場合に原則としてその証拠能力を否定することにある。

伝聞証拠にあたるためには①公判期日外の供述を内容とし（＝真実かどうか分からない）②要証事実との関係で内容の真実性が問題となること（＝真実でなければ困る）を要する。

Ex①. 「甲がVを殺害した」とのAの日記（要証事実：甲がVを殺害したこと）

要証事実を立証するためには供述内容が真実であることが前提となる。

Ex②. 「Vを殺害しよう」との甲の日記（要証事実：日記作成時の甲の殺意）

要証事実を立証するためには供述内容が真実であることを要するが、知覚・記憶の過程を経ない精神状態供述であるため誤りを含む恐れがすくなく伝聞法則の適用はない。

Ex③. 「甲が『払わんと不正をばらすぞ』とVに告げた」とのAの日記

（要証事実：甲がVに『不正をばらすぞ』と告げたこと（害悪の告知：刑法2491））

Aの日記：要証事実を立証するために供述内容が真実であることが前提となる。

甲の発言：要証事実の立証には甲の発言の存在を立証できればよく内容の真実性が前提とならない。

